

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

京都府京丹後市

2 構造改革特別区域の名称

京丹後のおいしい水と米でつくる どぶろく特区

3 構造改革特別区域の範囲

京都府京丹後市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置

京丹後市は、平成16年4月1日、旧峰山町、大宮町、網野町、丹後町、弥栄町及び久美浜町が合併して誕生した。京都府の北西部、京都市から直線距離で約90kmの場所に位置し、東西約35km、南北約30kmに広がり、面積501.84km²を有している。

また、本市の75%を占める森林には、府内最大級のブナ林や京都府登録天然記念物であるアベサンショウウオが生息する区域があるなど、多彩な生態系を形成する。海岸部は全域が山陰海岸国立公園および丹後天橋立大江山国定公園に指定されており、白砂青松のたたずまいを見せる鳴き砂で有名な琴引浜やリアス式の海岸線が美しい丹後松島、大自然がつくりあげた天かける橋「小天橋」などさまざまな表情を見せる。そのため海岸部は、その地質的価値が高く評価され、本市全域を含む鳥取市西部までの「山陰海岸ジオパーク」が平成20年12月に日本ジオパークに認定された。

(2) 気候

気候は、四季の変化に富む。春は比較的晴天の日が多く、夏は暑い日が続き海水浴やキャンプなどアウトドア客で賑わう。秋はコメを中心に果実など農作物の収穫で潤うが、晩秋には「うらにし」と呼ばれるぐずついた天候が続き日照時間も短い。冬になると積雪もみられ日本海は荒れ模様となる。

(3) 人口

本市の総人口は61,592人（平成22年3月末）で減少傾向にあるが、世帯数については核家族化などの影響により増加傾向にある。

少子高齢化の状況では、特に高齢化が進行しており、平成22年4月1日現在の高齢化率は29.7%と、京都府の22.4%（平成20年10月）を大きく上回っている。本市には百歳以上のかたも多く、人口10万人当たりの割合は全国の約3倍に達するなど、長寿に恵まれた地域といえる。

(4) 産業

本市は、古くからものづくりにおける高度な技術を有する地として知られ、その技術は古代か

らは農業、戦前からは織物業、そして戦後からは機械金属加工業の分野で発揮され、地域の経済を支えてきた。平成17年の就業人口は33,111人で、産業別には、第1次産業が10.9%、第2次産業が35.9%、第3次産業が52.8%となっている。

農業は、米づくりに最適な水、土、気候にめぐまれていることから水稻栽培が中心で、丹後産コシヒカリは全国食味ランキングで最高評価の「特A」に西日本で唯一、3年連続輝いている。また海岸部砂丘地や国営開発農地ではハウス栽培などの畑作も展開されており、砂丘地や丘陵地ではナシ、モモ、ブドウ、メロンなどが栽培されている。

織物の分野では「丹後ちりめん」の里として絹織物産地で知られ、昭和48年には生産量が920万反に達するなど国内の絹織物産業を牽引してきた。近年の和装需要の減退や個人消費の減少、海外製品の増大などにより生産量は減少しているものの、全国シェアの7割を担う産地を形成している。

機械金属加工業は、産業機械・自動車関連等の部品産地を形成し、熱処理分野等の充実により、地域内で設計・加工から組み立てまで、精密機械装置により一貫して製造できる体制の整備をほぼ達成している。

しかし、一昨年からの世界同時不況の影響を受け、丹後地域の経済状況は非常に厳しくなっている。こうした中、豊富な地域資源を生かした付加価値づくりや体験交流などを推進するため、地域活性化、経済の立て直しの旗手として、まだまだ発展の余地のある「観光」に大きな注目が集まっている。

5 構造改革特別区域計画の意義

京丹後市の観光は、夏季の海水浴、冬季のカニを中心に昭和50年代から大きく成長し、平成10年には年間入込客数220万人、年間観光消費額103億円（1人当たりの消費額4,624円）とピークに達した。しかし、近年の少子化と海水浴離れ、カニによる誘客効果の低下に加え、旅行の形態やニーズの多様化、国内観光地の競争激化、海外旅行の増加、世界同時不況などの影響により、観光入込客数が大きく減少してきており、新たな観光の魅力づくりが求められてきた重要課題となっている。

現在の観光マーケットの動向は、着地型観光や個人旅行志向といったもので、それに対応すべく、本市では平成21年6月に「極上のふるさと観光づくり」を目指し観光振興計画を策定し、体験やまち歩き、滞在型といった観光商品開発に力を入れるとともに、京丹後ブランドとなる土産物づくりや味の極上地づくりなどをテーマに掲げ取り組んでいる。

こうした中、地域資源（特産物）を生かし新たな加工品の創造やブランド化を図り観光資源に結びつけることで、減少する観光入込客や宿泊客の増加を図るための有用なアイテムとしての役割に、大きな期待が寄せられている。

6 構造改革特別区域の目標

京丹後市には、市全域に自然、温泉、味覚、歴史・文化等の地域資源が豊富で、百歳以上の方の割合が非常に高い等、長寿にも恵まれている。農業分野では水稻栽培を中心に野菜や果樹の生産が展開されており、また古くからは清らかな水に育まれたおいしい酒造りも盛んである。観光客が減少する昨今、地域の持続的発展のためには、これら地域資源のブランド力を高め、都市部在住者にアピールする必要がある。そこで、本特例の活用により農業者等が濁酒を製造し、農家

民宿、農家レストラン、民宿や旅館等で郷土料理等と一緒に観光客等に提供することで、サービスの価値を高めるとともに、新たな土産物としての開発・販売の可能性を広げ、さらに交流人口の増加による地域の活性化や定住人口の増加を図る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 交流人口の増加

隣接する日本三景「天橋立」には年間500万人、また世界的な観光地「京都」には年間5000万人の観光客が訪れる。当市は従来から、夏は海水浴、冬はカニで知られているが、春と秋は閑散期となっており、特区により土産物を利用することで新たな観光客の開拓、通年観光につながると考える。

目標・年	平成19年	平成23年
年間観光入込客数	192万人	220万人
年間宿泊客数	46万人	60万人
農家民宿等開業者(件)	0件	5件

(2) 特産品販売における効果

生産される「濁酒」は、農家民泊などにおける新たな付加価値として、また土産物として生産される。これにより商工業者と農業者の連携が図られ、効率的な生産とオンリーワンの土産物づくりなど、地域全体の振興が期待される。

8 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) イベント等での活用

地域の祭や農家民泊による連携イベントなどで「濁酒」を提供し、広くPRすることにより、地域ブランド力を高め、都市農村交流を通じて地域の活性化につなげる。

(2) ホームページ等を活用した情報発信

ホームページ等を活用し、イベント情報や宿泊施設情報を提供して誘客促進につなげる。

(3) 農家民宿の立ち上げ支援

現在、市内にある農家民宿は数軒程度であるが、観光客に地域の魅力を伝え、農山漁村の現状を理解してもらうためには、少人数の観光客に対応が可能で、「膝を交えた交流」を深めることができる農家民宿の存在が不可欠である。

別紙

1 特定事業の名称

707（708） 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家民宿、農園レストラン（飲食店））を営む農業者で、その特別区域内に所在する自己の製造場において、自ら生産した米（自ら生産した米に準ずるものとして財務省令で定めるものを含む）を原料としてその他の醸造酒（特定酒類）（以下「濁酒」という。）を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

京都府京丹後市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るために濁酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家民宿や農園レストラン（飲食店）を営む農業者が、自ら生産した米（自ら生産した米に準ずるものとして財務省令で定めるものを含む）を原料として濁酒を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは新しい地場製品の創造となり、特に、京丹後市内の地域資源を活用し、特色ある農産物を活かした地域づくりを行ってきた本市にとって、地域のブランド力を高めるだけでなく、住民の自発的な取組が広がることで活性化にもつながる。

また、濁酒製造への取組は、小規模ながらも農家副収入のひとつの手段となることに加え、濁酒と併せて地元食材を提供することにより、地産地消の促進が図られるため、当該特例措置の適用が必要である。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報を行うとともに、特定農業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。